

鴻巣市立田間宮小学校

学校いじめ防止基本方針

～全ての児童がいきいきと学校生活が送れるように～

平成30年8月改定

鴻巣市立田間宮小学校

目次

はじめに	1
1 いじめの定義といじめに対する基本認識	1
(1) いじめの定義	
(2) いじめの基本認識	
2 いじめの未然防止	1
(1) 教職員の気付きと児童の把握	
(2) 規律を保ち、互いに認め合い、助け合う仲間づくり	
(3) 命や人権を尊重する豊かな心の育成	
(4) 児童一人一人の自己有用感を育てる	
(5) 保護者や地域の方への働きかけ	
3 いじめの早期発見	3
(1) 教職員のいじめに気付く力を高める	
(2) いじめの態様	
(3) いじめは見えにくいことの認識	
(4) 早期発見のための手立て	
4 いじめの早期対応	4
(1) いじめ対応の基本的な流れ	
(2) いじめ発見・報告を受けた時の対応	
(3) 具体的な取組	
(4) インターネット上のいじめへの対応	
(5) 重大事態の対応	
(6) いじめの解消	
5 いじめ防止等の対策のための組織	8
(1) 構成員	
(2) 活動内容	
(3) 委員会の開催	
6 その他	8

○はじめに

いじめ問題の解決は、「いじめを許さない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むことが大切である。そこで、学校・家庭・地域が一体となって、いじめ問題に取り組むため、「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

1 いじめの定義といじめに対する基本認識

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第二条より）

(2) いじめの基本認識

- ①いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係な児童はいない。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。いじめは絶対に許さないという毅然とした態度で指導を行う。
- ③いじめは大人に気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違いである。いじめる側が悪いというスタンスに立つ。
- ⑤いじめは、その行為の態様により、暴行・恐喝・強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは家庭教育のあり方にも、大きな関わりをもっている。
- ⑧いじめは、学校・家庭・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめの未然防止

(1) 教職員の気付きと児童の把握

- ①教職員がいじめについて共通理解し、児童の些細な言動から個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めいていく。
- ②児童の個々の状況や学年・学校の状況を把握するために、児童及び保護者への意

識調査や学級内の人間関係をとらえる調査等を行う。

- ③特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) 規律を保ち、互いに認め合い、助け合う仲間づくり

①規律ある態度の育成を図る。

- ・ 基本的生活習慣を定着させ、学習規律を確保する。
- ・ 明るいあいさつ、元気な返事、正しい言葉づかいの指導を徹底する。
- ・ 「早寝、早起き、朝ごはん、朝うんち」を推奨する。
- ・ チャイム席、授業開始・終了の挨拶を徹底させる。
- ・ 無言清掃を徹底させ、きれいで落ち着いた学習環境を作る。
- ・ 集団行動の徹底を図り、互いに相手を思いやる心を育成する。

②確かな学力の育成を図る。

- ・ 国語、算数における基礎・基本の徹底を図る。
- ・ 分かる授業、達成感のある授業の実践に努める。
- ・ 個に応じた指導を充実させ、伸びや良さを認めていく。

(3) 命や人権を尊重する豊かな心の育成

①人権教育を充実させる。

- ・ いじめは人権を踏みにじるものであることを理解させるとともに、人権意識を高揚させる。

②道徳教育を充実させる。

- ・ 心に沁みいるような道徳の授業を工夫していく。
- ・ 道徳の時間を要とし、すべての教育活動において道徳心を培う実践をする。

③体験活動を充実させる。

- ・ 花や農作物を育てたり小動物を飼育したりすることによって、命の大切さに気付かせる。

(4) 児童一人一人の自己有用感を育てる。

①一人一人が活躍できる場を設定する。

- ・ 児童会、委員会活動、係活動を充実させる。
- ・ 安心して発言できる学級の雰囲気を作る。
- ・ 主体的に取り組めるような学習活動を工夫する。

②児童同士の絆を深める活動を充実させる。

- ・ 体験活動を充実させる。
- ・ 特別活動を通じて、「絆づくり」「居場所づくり」に努める。

(5) 保護者や地域の方への働きかけ

①授業公開等

- ・ 授業参観において、保護者の方に道徳や特別活動などの授業を公開する。
(年1回は、全学級で道徳の授業を公開する)

- ・「命」や「人権」に関するテーマについて、ゲストティーチャーを招き、話を聞く。
- ②いじめへの取組について、学校だより・学年だより等で保護者に知らせるとともに、協力を呼び掛ける。

3 いじめの早期発見

(1) 教職員のいじめに気付く力を高める。

- ①児童の立場に立つ。
- ②児童を共感的に理解する。

(2) いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認める場合は、いじめられている児童を守り通すという観点から、毅然とした対応をとる。

◇心理的または物理的な影響を与える行為とは・・・

- ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- オ 金品をたかられる。
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる 等

(3) いじめは見えにくいことの認識

- ①いじめは大人の見えないところで行われている。
- ②いじめられている本人からの訴えはほとんどない。
- ③ネット上のいじめは最も見えにくい。

(4) 早期発見のための手立て

- ①思いやりアンケート（児童対象）の実施（隔月）
 - ・いじめが疑われる情報は、早急に事実確認を行う。
- ②思いやりアンケート（保護者対象）の実施（学期1回）
 - ・いじめが疑われる情報は、保護者と連絡を取りながら事実確認を行う。
- ③日々の児童観察・相談
 - ・全教職員それぞれが全児童の担任という意識をもって、児童の様子に目を配る。
 - ・心配な点に気づいたら早急に教職員間で情報を共有し、児童の様子を把握する。

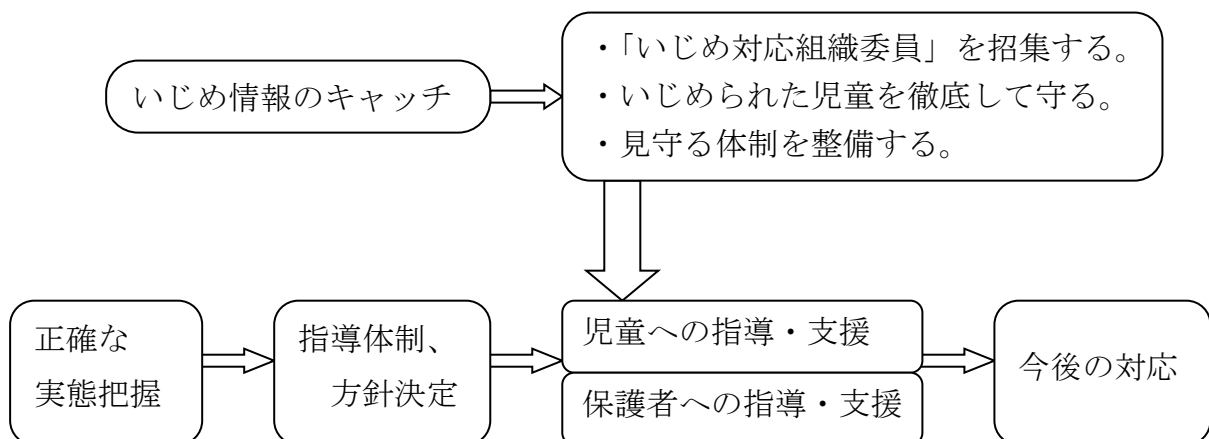
- ・児童からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。
- ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情や児童の感じる被害性に着目するなど、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努める。

④保護者との連携

- ・日々の連絡帳や懇談会等による情報収集に努める。
- ・はなみずきデー（教育相談日）を活用し、情報収集に努める。
- ・家庭での様子の小さな変化や気になる言動等に注意するとともに、パソコンや携帯電話、スマートフォン等のインターネット上でいじめに巻き込まれていないか、十分に注意するよう呼びかける。

4 いじめの早期対応

（１）いじめ対応の基本的な流れ



（２）いじめ発見・報告を受けた時の対応

- ①教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て「田間宮小学校いじめ防止対策委員会」に報告・相談する。
- ②いじめられた児童・いじめを知らせた児童を守り通す。
- ③事実確認と情報の共有

把握すべき情報

- ・誰が誰をいじめているのか？ 【加害者と被害者の確認】
- ・いつ、どこでおこったのか？ 【時間と場所の確認】
- ・どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたか？ 【内容】
- ・いじめのきっかけは何か？ 【背景と要因】
- ・いつ頃から、どのくらい続けているのか？ 【期間】

(3) 具体的な取組

①いじめられた児童に対して

児童に対して

- ・事実確認をもとに、つらい気持ちを受けとめる。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。

保護者に対して

- ・家庭訪問等で面談し、事実関係を伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちを受け止める。
- ・継続して連携をとりながら解決に向けて取り組むことを伝える。
- ・家庭での変化に注意してもらい、些細なことでも相談するよう伝える。

②いじめた児童に対して

児童に対して

- ・いじめた気持ちや状況について聞き、背景にも目を向ける。
- ・毅然とした対応と粘り強い指導で、「いじめは決して許されない」ことやいじめられる側の気持ちを認識させる。

保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらい気持ちを伝えよりよい解決を図ることについて伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示す。
- ・今後の関わり方などを一緒に考えていくために、具体的な助言をする。

③周りの児童に対して

児童に対して

- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。(傍観者も加害者であると認識させる)
- ・いじめを訴えることは、勇気ある行動であることを指導する。

(4) インターネット上のいじめへの対応

①未然防止のための保護者との連携

【保護者に指導してほしいこと】

- ・家庭において、児童が使用するパソコンや携帯電話の使用について、フィルタリングやルール作りなどを行う。
- ・「インターネットへのアクセスはトラブルの入口に立っている」という認識をもち子どもに指導する。
- ・「インターネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に児童に深刻な影響を与えることを子どもに指導する。
- ・メールを見たときの表情の変化などに目を配り、小さな変化を見逃さないよ

うにする。

②情報モラルに関する指導の徹底

【インターネットの特殊性をふまえての指導内容】

- ・発信した情報は、多くの人に広まること。
- ・違法情報や有害情報が含まれていること。
- ・書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく傷害など別の犯罪につながる可能性があること。
- ・一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。
- ・誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許されるものではないこと。
- ・匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- ・書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

③早期対応

- ・被害の拡大を防ぐために、警察等の専門機関に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う。

(5) 重大事態の対応

①重大事態の意味

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。(法第28条第1項第1号)
「いじめにより」とは、児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき。(法第28条第1項第2号)
「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、学校又は鴻巣市教育委員会の判断により、迅速に調査に着手する。さらに、いじめにより重大な被害が生じたという申立てが児童や保護者からあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

②重大事態の報告

- ・重大事態が発生した場合は、直ちに鴻巣市教育委員会に報告し、鴻巣市教育委員会と連携を図りながら、本校が主体となって調査を行う。

③調査を行うための組織

- ・重大事態が発生した場合は、「田間宮小学校いじめ防止対策委員会」を母体とし、必要に応じて、弁護士、精神科医、学識経験者、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の心理や福祉の専門家であって、当該いじめ事案の関係者との関係を有しない者（第三者）の参加を募り、当該調査の公平性・中立性を確保する。

④事実関係を明確にするための調査の実施

- ・この調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、
ア いつ（いつ頃から）
イ 誰から行われ
ウ どのような態様であったか
エ いじめを生んだ背景・事情
オ 児童の人間関係どのような問題があったか
カ 教職員がどのように対応したか
などの事実関係を、客観的に、可能な限り網羅的に調査する。

⑤調査結果の提供および報告

- ・いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を説明する。
- ・情報の提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報の扱いに十分配慮する。
- ・調査結果については、鴻巣市長に報告する。

（６）いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている状態をいう。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

①いじめに係る行為が止んでいること

- ・被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
- ・この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、市又は「田間宮小学校いじめ防止対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定する。相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。
- ・行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

- ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
- ・被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。
- ・学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、実行する。
- ・いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消し

ている」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

5 いじめ防止等の対策のための組織

本校は、本校の実情に応じ、いじめ防止等の対策を実効的に行うための組織として「田間宮小学校いじめ防止対策委員会」を設置する。

(1) 構成員

- ・生徒指導委員会のメンバーで構成するが、個々の事案に応じて、担任等を加えることができるものとする。

(2) 活動内容

- ・いじめ防止に関する具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・家庭や地域、関係機関との連携
- ・いじめの相談・通報の窓口
- ・いじめの疑いに係る情報があったときの対応
- ・田間宮小学校いじめ防止基本方針の評価と見直し

(3) いじめ防止対策委員会の開催

- ・年3回開催する。ただし、いじめ事案が発生した時は、緊急で開催する。
- ・専門的な対応が必要な場合には、教育委員会と連携を図り、専門家の派遣を要請する。
- ・重大かつ緊急な対応が必要な場合は、さらに、上記に加え、PTA会長、学校評議員、主任児童委員、鴻巣警察署とも連絡を取り、緊急会議を開催する。

6 その他

本校は、毎年度、学校いじめ防止基本方針にある各施策の効果を検証し、学校いじめ防止基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。